

韓国特許(実用新案)制度の 現況、実務および展望

2021年8月
韓国弁理士 崔達龍
www.choipat.com

講師および事務所紹介

● 講師紹介：韓国弁理士 崔達龍



- 漢陽大学校 電子工学科を卒業
- 大学在学中に日本NTTでの技術研修
- 中央国際特許法律事務所 勤務(1974-1976/1982-1998)
- 東洋精密工業(株)特許課長(1977-1979)
- アイデア商品事業中、弁理士試験合格(1982)
- 崔達龍国際特許法律事務所開設(1999-)

● 事務所紹介：崔達龍国際特許法律事務所



- 日本の顧客を主に取扱う事務所(サイトは日本語のみ)
- 韓国の知財法令を和訳しサイトへ掲載
- 所員は21名(弁理士および諮問役含む)

韓国特許(実用新案)制度の 現況、実務および展望

- A. 知財分野の最近の動向
- B. 特許制度の現況と実務
- C. 実用新案制度の変化の動き

A. 知財分野の最近の動向

特許庁の報道資料の中から抜粋紹介
(2020年1月から2021年7月まで)



1. コロナ禍でも知財権の出願増加

(特許庁 報道資料 2021.1.13)

- 新型コロナウイルスによる経済危機でも知財権の出願は増加
- 2020年度の総出願は55万7千余件(前年比9.1%増加)
- 特許出願は231,740件(前年比3.3%増加)
- 最近の3年間に特許出願は持続的な増加

● 2020年度の出願人別の増加率

中小企業(12.7%) 大学等(4.0%)

大企業(1.5%) 外国人(-2.5%)

● 2020年度の出願人別の百分率

中小企業(25.4%) 個人(20.4%)

外国人(20.1%) 大企業(17.2%)

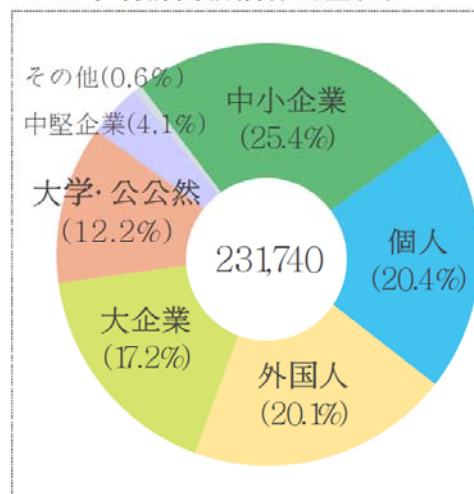
● 日本から韓国への特許出願は

2018年 15,595件 / 2019年 14,990件

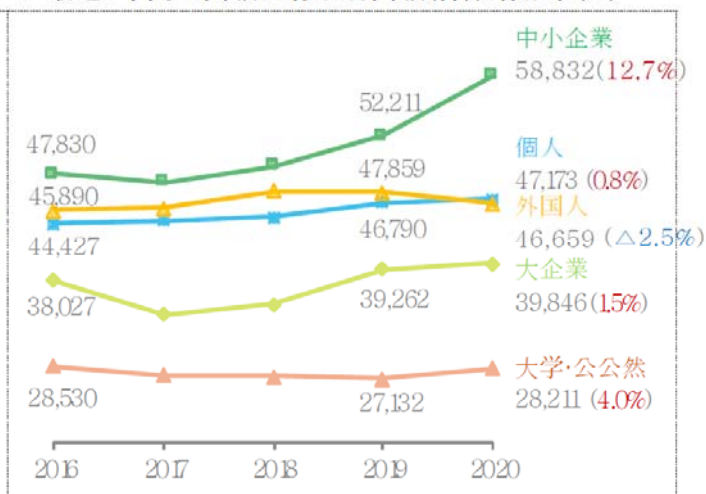
2020年 14,026件(前年比 -6.4%)

外国人内では日本の割合が30%

■ '20年 特許出願(件)/比重(%)



■ 最近5年間の出願人有形別出願(件)/増加率(%)



2. 韓国、PCT出願で世界4位

(特許庁 報道資料2021.3.4)

- 2020年度の韓国PCT出願が世界4位
- 中国、アメリカ、日本、韓国、ドイツ、フランス、イギリスの順
- 韓国は2011年度に1万件突破、2020年に2万件突破

□ 国家別 PCT出願現況(上位5ヶ国)

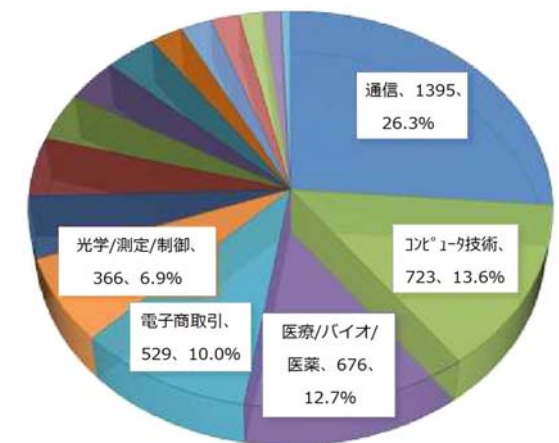
| 区分 | 国家 | '15年 | '16年 | '17年 | '18年 | '19年 | '20年 | |
|----|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | | | | 件数 | 増加率(%) |
| 1 | 中国 | 29,839 | 43,091 | 48,905 | 53,345 | 59,193 | 68,720 | 16.1 |
| 2 | 米国 | 57,123 | 56,591 | 56,676 | 56,142 | 57,499 | 59,230 | 3.0 |
| 3 | 日本 | 44,053 | 45,209 | 48,205 | 49,702 | 52,693 | 50,520 | -4.1 |
| 4 | 大韓民国 | 14,564 | 15,555 | 15,751 | 17,014 | 19,073 | 20,060 | 5.2 |
| 5 | ドイツ | 18,004 | 18,307 | 18,951 | 19,883 | 19,358 | 18,643 | -3.7 |

- 韓国PCT出願順位
2007~2009 4位
2010~2019 5位
2020 4位

3. 第4次産業革命は速度戦、 特許出願は臨時明細書で...

(特許庁 報道資料2021.5.20)

- 臨時明細書の提出制度は
2014年に法律化され、2015年から実施されたが、
施行令が2020.3.30に改正・実施され、
活用されるように政府が積極的に勧めていると思われる
- 臨時明細書で提出した後に優先権主張するか、
または1年2ヶ月以内に正式明細書提出
- 臨時明細書制度の活用は増加趨勢にある



| 活用度が高い企業および技術分野 | | | | |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| | 通信 | IT技術 | その他 | 総合 |
| 1位：LG電子 | 984 (82.6%) | 19 (1.6%) | 188 (15.8%) | 1,191 (100%) |
| 2位：三星電子 | 171 (26.8%) | 240 (37.7%) | 226 (35.5%) | 637 (100%) |
| 3位：韓国科学技術院 | 21 (18.3%) | 30 (26.1%) | 64 (55.7%) | 115 (100%) |
| 4位：現代自動車 | 58 (86.6%) | 6 (9.0%) | 3 (4.48%) | 67 (100%) |

4. 特許審判院、審判部の大幅改編

(特許庁 報道資料2020.7.13)

審判部の数を11部から36部に改編(2020.7.14から)

- 改編前の審判部の数は11部

- 局長級の審判長11名／審判官96名
- 審判長1名あたり約9名の審判官

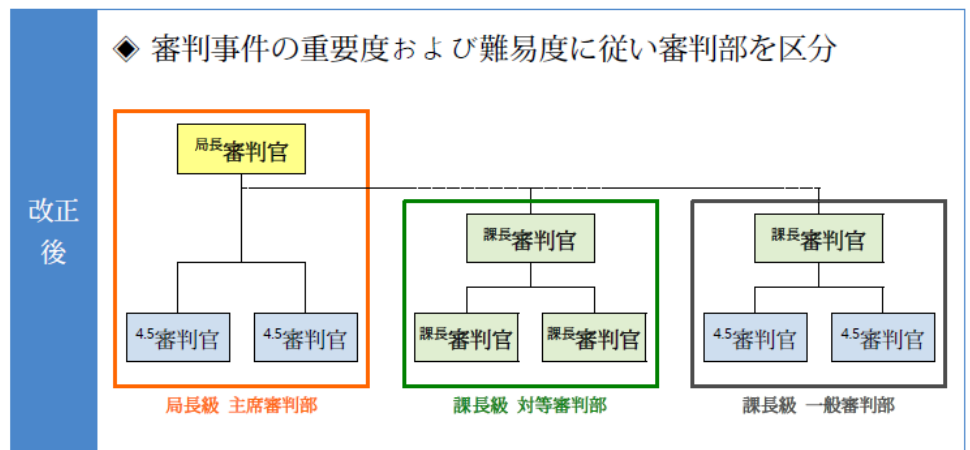
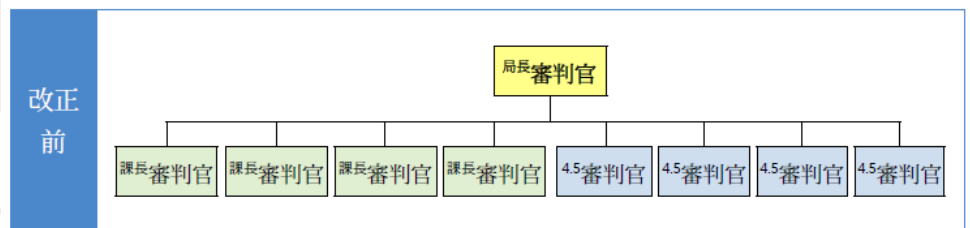
- 改編後の審判部の数は36部

- 審判長1名と審判官2名に組織変更
- 審判長の資格要件を課長まで拡大

- 効果

- 審判長と審判官の増加なく、審判の効率化
- 事件に従い審判部を適切に割当すると予想
例: 法的技術的の争点が複雑な事件、
利害当事者が多い事件、
詳細な技術的専門性が必要な事件
- 公正性、独立性、審理充実性などの向上

添付1 改正前後の審判部概念図



5. 特許審判院、 オンライン審理拡大・電話審理も導入

(特許庁 報道資料2020.5.20)

● 新型コロナウイルスにより、口述審理・面談制限に対する対策

1. ソウル事務所の審判廷と大田審判廷に 参席し、オンライン口述審理を拡大
2. 今後、自宅またはオフィスでインターネットを通じたオンライン面談をする。
3. インターネットの接続が難しい場合、電話で審判官と代理人(請求人/被請求人)とが同時に通話する「電話審理制度」も導入する。

添付 1 電話審理およびオンライン面談の概念図



6. 「特許審判を迅速で正確に解決」

(特許庁 報道資料2021.7.25)

特許法、発明振興法等の審判関連一部改正(案)、公布 (2021.7.23国会通過 / 2021.8.17公布)

重要内容

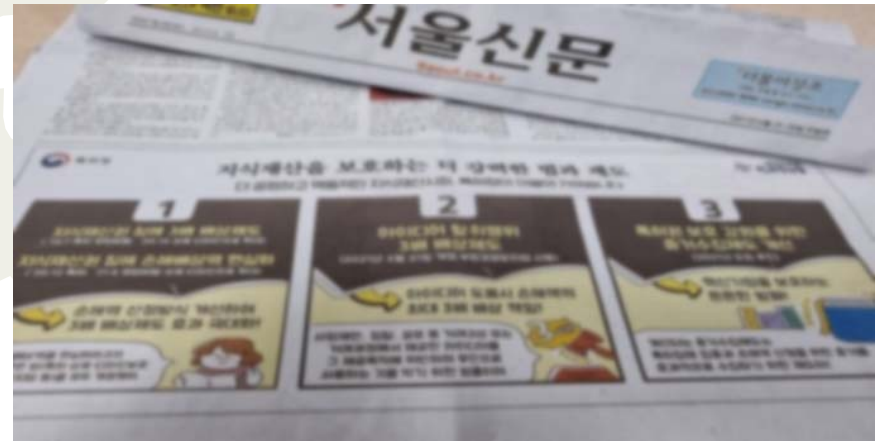
- 審判段階での調停関連の法改正(特許法第164条の2)
 - 審判長が必要な場合、審判事件を両当事者の同意を得て調停委員会に回付できる根拠を備える
- 民事訴訟法の適時提出主義の規定を準用(特許法第158条の2)
 - 審判長が新しい主張・証拠の提出時期を定め、遅く提出した証拠等は却下できる法的根拠を備える
- 審判官の誤った職権補正、無効とみなす規定を新設(特許法第66条の2第6項)
 - 誤った職権補正をした場合、その職権補正ははじめから無かったものとみなす
- 施行日は公布後の3ヶ月後(一部は6ヶ月後)

7. 特許庁の日刊新聞での広報

(2021.6.25ソウル新聞/特許庁広報)

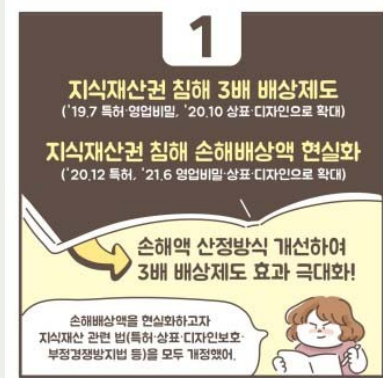
題目: 「知識財産を保護する
もっとも強力な法と制度」

「さらに公正で力動的な知識財産市場、
特許庁が引っ張って行きます。」



1. “知識財産権侵害、
3倍の賠償制度”
2. “アイデアの奪取行為、
3倍の賠償制度”
3. “特許権保護強化のための
証拠収集制度の改善”

(広報1) 知財権侵害、3倍の賠償制度



§ 広告内容和訳 §

- 知的財産権侵害、3倍の賠償制度
(2019.7: 特許・営業秘密、2020.10: 商標・デザインで施行)
- 知識財産権侵害、損害賠償額の現実化
(2020.12: 特許、2021.6: 営業秘密・商標・デザインで拡大実施)
- 損害額算定方式を改善し、3倍賠償制度の効果極大化！
- 損害賠償額を現実化するために知識財産関連法(特許・商標・デザイン保護法・不正競争防止法等)を全て改正した。

- 上記の侵害行為は故意的なものと認められる場合のみ該当
- 賠償額判断のとき、考慮する事項を法律に明示
- 生産能力を超過した部分への損害賠償も可能
- 損害額算定方式:
(権利者の生産可能数量X単位当りの利益額)
+(超過分X合理的実施料率)

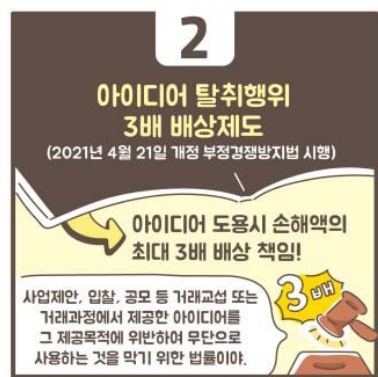
特許法第128条第8項および第9項

第128条第8項：法院は他人の特許権または専用実施権を侵害した行為が故意的なものと認められる場合には、第1項にかかわらず、第2項から第7項までの規定により損害として認められた金額の3倍を超えない範囲で賠償額を定めることができる。

第128条第9項：第8項による賠償額を判断するときには、次の各号の事項を考慮しなければならない。

1. 侵害行為をした者の優越的地位のほど
2. 故意または損害発生のお慮を認識した程度
3. 侵害行為により特許権者及び専用実施権者が受けた被害規模
4. 侵害行為により侵害した者が得た経済的利益
5. 侵害行為の期間・回数等
6. 侵害行為による罰金
7. 侵害行為をした者の財産状態
8. 侵害行為をした者の被害救済の努力の程度

(広報2) アイデアの奪取行為、 3倍の賠償制度



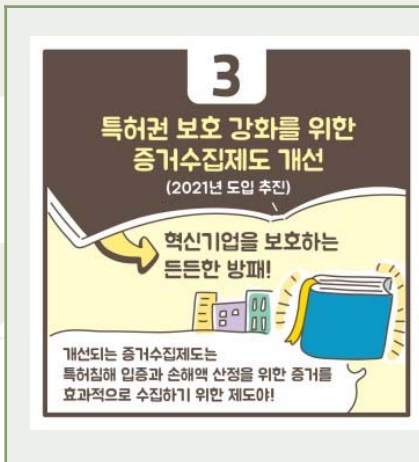
§ 広告内容訳

- アイデアの奪取行為、3倍の賠償制度
(2021年4月21日 不正競争防止法施行)
- アイデア盗用時、損害額の最大3倍の賠償責任！
- 事業提案、入札、公募などの取引交渉または取引過程で提供したアイデアをその提供目的に違反し、無断で使用することを防ぐための法律だ。

- 不正競争防止および営業秘密保護に関する法律の改正(2021.4.21から施行)
- 同法第2条第1号又目および営業秘密の侵害行為が故意的なものと認められる場合には、損害と認められる金額の3倍を超えない範囲で損害額を定めることができる。

第2条第1号又目：事業提案、入札、公募等の取引交渉または取引過程で経済的価値を有する他人の技術的または営業上のアイデアが含まれた情報をその提供目的に違反して自身または第三者の営業上利益のために不正に使用したり他人に提供して使用するような行為。但し、アイデアの提供を受けた者が提供を受ける当時、既にそのアイデアを知っていたり、そのアイデアが同種業界で広く知られていた場合には、この限りでない。

(広報3) 証拠収集制度の改善



§ 広告内容和訳 §

- 特許権保護強化のための証拠収集制度改善(2021年導入推進)
- 革新企業を保護する心強い盾！
- 改善される証拠収集制度は特許侵害立証と損害額算定のための証拠を効果的に収集するための制度である！

ディスカバリー制度で韓国式証拠収集制度を導入推進中

特許法の一部改正案の発議(2020.9.24)

- 法院が指定した専門家により工場等に入り、損害額算定関連証拠収集

民事訴訟法の一部改正案の発議(2021.6.18/ 2021.6.21)

- 証拠保全および訴提起前の証拠調査の申請要件等
- 文書提出命令不履行について制裁強化等

特許法の一部改正案の発議内容(2020.9.24)

● 特許法の改正案発議の重要内容

☆1. 専門家による事実調査

- 法院は特許権の侵害訴訟で専門家を指定(侵害の可能性、侵害額の算定、調査の必要性などの考慮)
- 専門家は技術審理官、専門審理員、弁護士、弁理士のうち1名選定
- 専門家は調査結果の報告書を法院に提出(調査内容は秘密維持)
- 法院は調査結果の報告書で不必要な部分の削除を要求することが可能

2. 資料の保全通知および命令

- 法院は職権または当事者の申請により資料の保全通知命令が可能
(侵害の証明、損害額の算定に必要な資料が損傷する恐れがある場合)
- 資料を毀損したり使用できなくした場合、証明しようとする事実に対する当事者の主張を真実として認定
- 資料の補填命令を故意に違反した場合、5年以下の懲役または5000万ウォン以下の罰金

3. 資料の提出および営業秘密の保護

- 法院は資料の提出申請がある場合、資料提出を命じることができる
- 資料の所持者が資料提出を拒否をする正当な理由の有無判断のために専門家による事実調査も可能
- 専門家が調査内容の秘密維持に違反した場合、罰金1年以下の懲役または1000万ウォン以下の罰金

☆特許法の改正案に対する意見収束および補完事項

- 専門家の調査開始に対する制度濫用防止の意見を受容
(「侵害の可能性」を「相当な侵害可能性」に)(専門家の事実調査が必要であるかを判断等)
- 専門家の秘密流出防止強化のための意見に対する補完(3倍に強化/3年以下の懲役または3000万ウォン以下の罰金)
- 国内業界の競争力を考慮し、施行時期に対する意見受容(施行時期は遅らせる)

民事訴訟法の一部改正案の発議内容

(2021.6.18 / 2021.6.21)

| | ☆民事訴訟法の一部改正案の発議1 | ☆民事訴訟法の一部改正案の発議2 |
|------|---|---|
| 提案理由 | <ul style="list-style-type: none">• 現在、民事訴訟法上の文書提出命令、証拠保存制度は不十分• 韓国の法律文化に合う訴提起前の証拠調査の手続きの備え• 証拠調査を通じて紛争初期段階で和解勧告 | <ul style="list-style-type: none">• 文書提出命令に対する法院の消極的審理要因を除去• 文書提出命令不履行に対する制裁を強化し、法院の事実審審理役割を強化 |
| 重要内容 | <ul style="list-style-type: none">• 民事訴訟法第2編第3章第8節「証拠補填」を「証拠補填および訴提起前の証拠調査」に改正• 法院が証拠維持命令可能(証拠維持命令を違反する行為は過料賦課)• 法院が紛争の和解が予想されたなら和解勧告決定可能 | <ul style="list-style-type: none">• 文書提出義務の例外的免除事由列挙• 文章の間接占有者も文書提出義務者に含む• 文書提出申請に関する決定について不服を「即時抗告」から「異議申立」に• 文書提出命令を違反した場合、制裁を強化 |

B. 特許制度の現況と実務

1. 出願、審査過程での制度および実務
2. 拒絶決定後の制度および実務
3. 特許決定後の制度および実務

1. 出願、審査過程での

制度および実務



(1)特許審査はPositive審査に

特許制度が生まれて以来、Negative審査で
2014年度からはNegative審査がPositive審査へと変換
法改正ではなく「特許実用新案審査基準」に反映



(特許実用新案審査基準)

「第8部 ポジティブ審査基準」を新設(2014年)

第1章 「補正の方向提示によるポジティブ審査」新設

- 意見提出通知書に補正の方向を提示

第2章 「職権補正」の内容拡大

- 些細な記載不備は電話で確認後、職権補正

第3章 「拒絶理由の再通知」を新設

- 補正書で補正が漏れの場合、同一拒絶理由でも再通知する

(2)特許審査サービス政策

- 特許審査1.0(2006年)：意見提出通知書関連

- * 請求項別に拒絶理由通知/特許可能な請求項記載

- 特許審査2.0(2008年)：審査時期選択関連

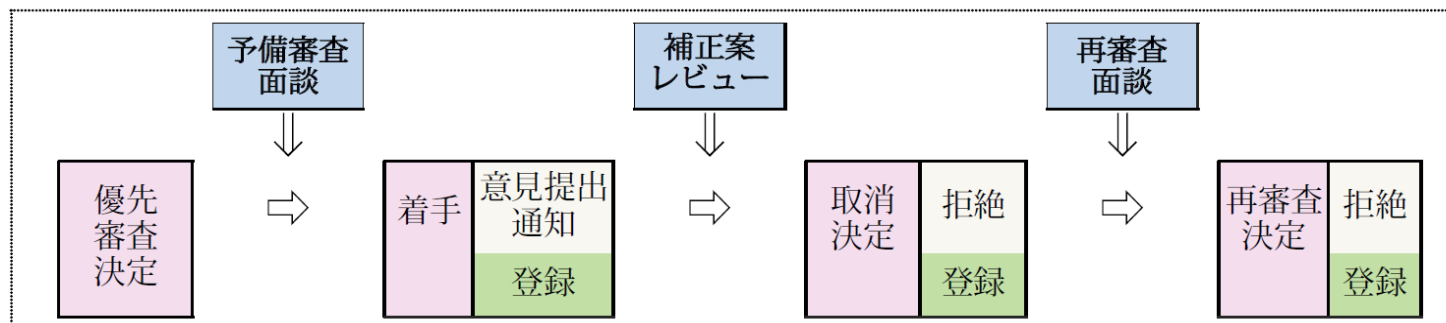
- * 3トラック合わせ審査の選択:早い審査(優先審査)/一般審査/遅い審査(審査猶予申請)

- 特許審査3.0(2015年)：審査官との面談関連

- * 審査着手前に予備審査制度 (技術レベルの高難易度)
 - * 補正案レビュー制度 (意見書提出満了1ヶ月前に面談可能/面談時、補正方向を提示)
 - * 一括審査制度 (同一の製品について特許・商標・デザイン出願を一括審査)
(拒絶決定後に再審査のときも面談可能)

添付1

審査段階別の面談制度現況 (特許庁 報道資料2020.07.20)



(3)プログラム関連、特許法改正

(2019.12.10改正 / 2020.3.11施行)

プログラム自体は保護できない

- 「プログラムを記録した媒体」は保護
- 「媒体に保存されたコンピュータプログラム」も可能

問題はプログラムのオンライン転送の保護可否



特許法改正、オンライン伝送は保護可能

(2019.12.10改正 / 2020.3.11施行)

1. 特許法第2条(定義)改正

- 方法の発明の場合「その方法の使用を請約(申出)する行為」を実施に規定

2. 同法第94条(特許権の効力)第2項新設

- 方法の使用を請約する行為は特許権の侵害(オンライン伝送保護)
(ただし、侵害者が特許権侵害を認知していることを前提とする)

(4)コロナ関連救済手段

韓国特許庁、[「コロナ19 特許情報ナビゲーション」](#)を設置
-特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)に -

- 「審査審判」欄に期間未遵守に対する救済手段
 - 責任を負えない事由、天災地変等の法規定を適用し、救済内容を明示

例：各種審査手続きの補正命令、出願審査、再審査の請求期間、拒絶決定不服審判請求期間の救済手段は明示
- 新規出願に関する救済手段は明示無し(救済手段から除外)
 - パリ条約による優先権主張の出願期間
 - PCT出願の国内移行期間 } ⇨ 期間遵守

(5)出願、審査過程での実務整理

● 出願での実務整理

- PCTの国内段階、パリ条約による新規出願は余裕を持って
- プログラム関連出願は方法請求項の記載が必要
- 特許審査ハイウェイ (PPH)の活用
 - PPHは優先審査対象のひとつ(登録に有利な地位)

● 審査過程での実務整理

- 拒絶理由通知書で登録可能な請求項がある場合
 - 拒絶対象請求項に特許可能な請求項を結合
 - 拒絶理由対象の請求項を削除し、まず登録を受ける
 - 削除した請求項は分割出願を検討
- 拒絶理由通知書で登録可能な請求項が無い場合
 - 引用資料との徹底した対比による進歩性主張および請求範囲の減縮

2. 拒絶決定後の制度および実務

- 再審査請求をまず検討(以前の審査前置制度は廃止)

- 再審査請求は補正による審査の最後の機会
- 請求範囲等の補正と共に再審査請求
- 再審査請求で再拒絶決定の場合、審判請求で対応

- 拒絶決定不服審判請求 (明細書補正不可)

- 拒絶決定不服審判請求の場合、請求項等の補正不可に注意
- 補正書なく、進歩性のみの主張で審判請求すること
- 勝訴の可能性は高くない(次の段階は特許法院になる)

- 分割出願の検討

- 特許拒絶決定謄本の送達日から30日以内可能
- 再審査請求または再拒絶時に分割出願を必ず検討
- 拒絶決定不服審判請求する場合も同時に分割出願を勧奨
(万が一、審判で負ける場合、分割出願で続ける)

3. 特許決定後の制度および実務

(1) 特許決定後の分割出願制度 (2015.7.29.施行)

- 審査段階で削除した請求項、または追加したい請求項、登録後分割出願を活用
- 特許登録決定後、3ヶ月以内に分割出願可能
- 登録料納付後には分割出願不可能(必ず登録料納付前に分割出願を検討)

(2) 審査官による特許決定取消制度 (2017.3.1.施行)

- 審査官が特許決定後3ヶ月以内に特許決定を取消可能 (審査に明白な瑕疵がある場合)
- ただし、登録料納付後には不可 (特許決定書を受領後、速やかに登録料納付)
- 特許決定取消後には再審査で進行可能 (請求範囲の縮小検討)

(3) 一般人の特許決定取消申請制度 (2017.3.1.施行)

- 特許登録日から登録公告後6ヶ月まで
- 特許審判院に誰でも先行技術とともに取消申請 (従前の無効審判より手続きが簡単)
- 特許審判院合意体で取消理由検討 (却下または審理 / 決定系(査定系))

C. 実用新案制度の変化の動き

1. 実用新案制度の現況
2. 実用新案法改正の動き



1. 実用新案制度の現況

実用新案制度の変遷

- 1980年代までは 実用新案出願件数が特許出願件より多い
- 特許と実用新案との高度性の差が無くなり、実用新案制度の廃止論も登場
- 一時、無審査制度(2重出願制度)導入・廃止
- 最近、実用新案法改正(案)の立法予告等,小発明保護の動き

特許庁、知財制度改善公募に提案(2013年)

1. 小発明(考案)の保護 (回答:採択)
 - 法改正でなく審査基準に高度性の判断基準を明確に
2. 実用新案対象を特許と同一に (回答:不採択)
 - 全ての小発明を実用新案として保護可能
3. 実用新案への変更時期の拡大 (回答:不採択)
 - 審決後も特許拒絶決定の確定前までは変更可能に

(上記提案を全て採択したならば、特許で保護されない小発明は実用新案でほとんど保護され、実用新案制度の活性化、大変化を期待)

2. 実用新案法改正の動き

● 特許庁での実用新案法一部改正立法予告(2020.9.25)

- 実用新案法⇒小発明保護法(考案⇒小発明)
- 公知から極めて容易に発明できないならば、小発明の進歩性認定
- 存続期間を出願日から5年に短縮 / 審査期間も3年から1年2ヶ月に短縮
- 審査請求時の実施または実施準備中の証明書を提出すること
- 登録後、禁止請求権は業で実施する場合にのみ可能
- 最近に特許庁へ確認したところ改正案推進は保留中

● 国会での実用新案法一部改正案の発議(2021.1.21発議)

- 改正案の内容は...
1. 公知された技術だとしても、結合された発明については登録緩和(案第4条2項)
 2. 事業化または事業化の推進中ではない場合、登録を受けられない(案第4条第8項)



反対の意見が多かったように思われる(その後の進行は無い)

今後の法改正等の展望

- ディスカバリー制度の法律化
- 実用新案制度の変化
- 商標・デザイン法の部分改正
- 審判請求期間と再審査請求期間の延長等

ご清聴ありがとうございました

ご質問等ございましたら、ご遠慮無く
下記E-mailにお知らせください。

choipat@choipat.com



韓国弁理士 崔 達龍

www.choipat.com